

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	家賃助成に関しては、区民から頻繁に問い合わせを受けており、ニーズは高い。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	高齢者、障害者及びひとり親家庭の支援は、基本構想の中で、大きな柱として位置づけられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	B	必ずしも、区が補助すべき事業とは言えない。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	現状として、登録住宅が少ないので、大きなマイナスとは言えない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	ホームページやリーフレットなどで区民に周知しており、要件に該当する区民等は、誰でも申請できる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助要件に該当しているかどうか、契約書等必要な書類を提出させて、確認している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	公営住宅の整備という代替策はあるが、より多くの経費を要することになる。
	補助金の交付による効果が認められるか	B	補助金を交付しても登録住宅が増えないため、効果が小さいと言わざるを得ない。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	補助金額には、適正な上限額と補助期間が設けられているため、金額に見合う効果であるとは言える。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	申請者のみに効果が帰属するため、広く区民に還元されているとは言えない。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	4	2	-
決算(予算)額	168	337	88	-
国庫支出金	29	151	36	
都支出金	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	139	186	52	
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	家賃助成 2件 バリアフリー工事助成 0件 債務保証制度等助成 0件			

5 課題及び今後の方向性

登録住宅が増えないため、平成26年度をもって事業を廃止し、平成27年度から本事業に代わる新事業(すまいる住宅登録事業)を実施することとなった。